

第4回 直方市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成26年12月22日（水） 18時30分～

会 場：直方市役所5階503・504会議室

出席者：船越会長、伊藤委員、濱田委員、原田委員、藤本委員、宇野委員

1. 開会あいさつ

2. 協議

- ・教育・保育施設に係る支給認定、入所基準について（報告）
- ・保護者負担金（1号～3号）減免の考え方について
- ・地域子育て支援事業のニーズ量について
- ・直方市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントについて

3. 事務連絡

1. 開会あいさつ

○事務局

改めまして、こんばんは。委員の皆様には、年末のお忙しい中、またお寒い中、子ども・子育て会議にご出席いただきましてありがとうございます。この子ども・子育て会議でございますが、委員の皆様の十分な意見交換をもとに、お蔭様で12月15日から1月末まで、新制度による保育所の入所受付を始めております。12月17日には、学童児童事業の事業者に対して届出説明会を開催させていただいております。少しずつですが、今まで議論してきたことが、目に見えるかたちで進んでいるのかなと思っております。レジュメにもございますが、報告事項の部分と子ども・子育て支援事業の大変な柱である支援事業計画の素案を提案しております。その中身について協議を深めていただければと思います。今年最後の会議ということで宜しく願いいたします。

○船越会長

これまで何回かにわたって、学童と教育、保育と協議したことをもとにしながら、事務局の方で資料を作成していただきました。

では、まず一つめの教育・保育施設に係る支給認定、入所基準について（報告）をお願いいたします。

2. 協議

・教育・保育施設に係る支給認定、入所基準について（報告）

○事務局

【資料説明】

○船越会長

報告ということですが、質問やご意見はいただいてもよろしいでしょうか。

私からですが、この中で直方市独自という特徴的な事由、優先入所事由はどのあたりでしょうか。

○事務局

はじめに他市でもやっていることなのですが、直方市においても、月に48時間以上就労していないと、保育所に入所できないことについて5年の経過措置をとり、48時間未満でも就労しているとするのが大きな特徴かと思います。判定基準となると、48時間以上就労している方と48時間未満就労している方とで差をつけるべきだろうということで点数を分けさせていただいております。もう一つ特徴的なことは、優先入所事由のところ、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭をいれているところだと思います。

○船越会長

ありがとうございます。今のご説明でいかがでしょうか。特にご意見やご質問等がなければ、承認いただけますでしょうか。

では、引き続き保護者負担金（1号～3号）減免の考え方について、ご説明をお願いいたします。

・保護者負担金（1号～3号）減免の考え方について

○事務局

【資料説明】

○船越会長

特に軽減方法について、視点を絞りたいと思います。今説明して下さった軽減方法の①～⑤までを中心に質疑やご意見をお願いいたします。他の部分についても確認したいことがありますらご意見をお受けいたします。

私からですが、軽減方法の④年少控除、特定扶養控除、みなし寡婦控除の適用について、もう少し詳しく教えていただけませんか。

○事務局

年少控除、特定扶養控除とは、税制改正により、16才未満の方と特定扶養控除の方に対する控除が無くなり、保育料積算部分については今年度まで税制的には無くなったのですが、各自治体が独自で盛り込んで、保育料積算のときには、この部分をより控除して、保育料自体を下げる仕組みになっておりました。それが、新制度におきまして、税制通りにやるということで、この部分の控除をみないとなっておりますけれども、一方では自治体がみなければ、現在入所している方だけは適用しても良いという制度改正になっております。自治体独自で控除することにより、軽減を図っていくということが年少控除、特定扶養控除となります。

要は、新制度では、例えば300万円の収入があったとして、そこから配偶者控除や、お子さんの控除（年少控除や特定扶養控除を含む）など、税金を出す時の金額を収入からひいていくという部分を新制度においてはみないということなので、自治体独自でみたらどうかということ。みなし寡婦控除というのは、子どもがいても、一人親だから控除を受けられない、母親なのに非婚がゆえに控除を受けられないことに対して、議会でも出たのですが、同じじゃないかと。子どもがいることに変わりはないのだから、婚歴があった一人親とみなして控除をかけてはどうかということです。ケースとしてはわずかで、保育所でも該当者は少ないけれどもおられますので。

○船越会長

（みなし寡婦控除は）今現在、あるのですか。

○事務局

みなし寡婦控除はないです。

○船越会長

新制度ではあるということですか。

○事務局

みなし寡婦控除については、新制度で云々というよりも、考え方自体が全くないのです。市で独自にということですが。八王子市とか全国で10市ぐらいあったと思いますので、直方市でもどうだろうか。

○委員

母子家庭とは違うのですか。

○事務局

変な話、お母さんと子どもさんがいることは共通だけど、死別や離婚である場合には控除があって、未婚つまり結婚しないで産んだ場合は控除の対象にならないと。かたちとしては同じなのに、なぜ控除がないのかということで、議会の一般質問の中で出た内容です。

○船越会長

そうですね。国によっては、全く同じような待遇というところもあります。北欧とかフランスとか。結果、子どもの少子化も改善されるというようなこともいわれていますね。

○事務局

同じなのということですよ。婚歴があるかないかでいいのかと。

○船越会長

子どもの権利を守るということを考えたときに、どんな状況の中で産まれた子ども、子どもの権利をもった子どもに最善の利益を守ってあげようとしたときに、これを適用するべきなのかという議論になってくるかと思います。

年少控除と特定扶養控除について、ご理解いただけましたか。

実は、私も前もって調べてくれば良かったのですが、私はこれについての理解には自信がありません。年少控除は何才からですか。

○事務局

年少控除は16才未満です。16才未満の子どもがいた場合に、一人あたりに対して収入から引いていくということです。

○船越会長

16才未満の子どもがいたら控除を受けられるということですか。

○事務局

税金を計算するときに、私が収入500万円あったとして、奥さんが働いていないとします。ここでまず、50万円引かれて、16才未満の子どもがいたら、さらに50万円引かれて、特定扶養控除の子がいればさらに引かれます。その引かれた金額に税率をかけます。当然、税率も収入が高い方が高く、収入が下がることによって、低い税率、税金自体も安くなっていくという控除の部分がなくなっているということで、より高い収入で保育料を積算していることになっているのです。その部分を制度的に考えて、多分5年間という意味だと思うのですが、既存の、今入所している保護者には適用しても良いということを国が示しております。これを独自で計算するとシステムが追いつくか、かなり不安な点もあるのですが。

○宇野委員

税制ではなくなったけれども、保育料を積算するときには継続して入れましょうということですね。

○事務局

今までも入れてきているので、今後も入れたらどうかと。

○船越会長

よろしいでしょうか。今のご説明を受けて、ご質問やご意見をお願いいたします。

直方市の財政を考えたときに、多子世帯と単身世帯を大幅に軽減することを重視したいというご提案についてはいかがでしょうか。④については、①から③までの適用か、あるいは②を充実させるのか、どちらかということなのですか。両方ですか。

○事務局

私どもとしましては、①～③まではなんとかやりたいと思っています。また、⑤実費徴収も条例自体に組み込んでいますので、ぜひ取り組みたいと思っています。そういう中で、④や検討項目の二つについてはそこまでいけるかなというところです。このような順番で挙げていますけれども、優先順位としましては、①、②、③、⑤をしっかりとやりたいと思っています。実際にシュミレーションを出さないと金額的に何とも言えないところがありますが、こういう考え方で進めさせていただけたらどうかということで。

例えば、②の母子と書いてありますが（父子、母子ですけれども）、その中にみなし寡婦の方を入れるのかどうか、言い方が悪いようですが、入れてしまった場合、どうなんだろうということですね。

○船越会長

一人親家庭ということですね。

○事務局

結果をみていくかたちになると思います。

○船越会長

みなし寡婦も一人親として、父子、母子と並んで加えるという提案に関してはいかがでしょうか。入れるべきだという声が複数あるようですが、それでよろしいでしょうか。

○事務局

みなしの部分につきましては、諸般の事情がありますので、一人親のところに今まで通りに組み込みます。ただ、みなし控除というのはちょっと厳しいと思います。

○船越会長

みなし寡婦控除ではなく、②に加えるということですよ。

○事務局

みなし控除のところは件数も4、5件だったと思いますので、②の母子に組み込みます。大体、一人親の方で安くはなるのですが、みなし控除を入れて、計算し直して、若干もつと安くなるかもしれないです。ただし、その方の所得によります。一人親だから所得が低いとは一概には言えませんので、そこは婚歴がないとか無視して、そういう方向で考えさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○船越会長

再度確認ですが、軽減方法の1号から3号認定のところは大幅に軽減するけど、第2階層、第3階層といった階層を限定して考えているのですか。

○事務局

そうですね。平成26年度直方市保育所徴収金基準額表を見ていただきますと、第1階層はゼロですが、要は第2階層、第3階層を中心に大きく軽減したらどうかという提案です。

○宇野委員

号と階層は一緒のことですか。

○事務局

1号認定というのは就学前、いわゆる幼稚園に行かれるお子さんのことです。2号認定は就学前の保育を必要とするお子さん、3号認定は3才未満の保育を必要とするお子さんということです。

○船越会長

直方市の場合は、認定子ども園がないので、1号認定イコール幼稚園、2号認定と3号認定が保育所ということで思ったら良いですね。

○事務局

今の直方市はそうですね。

○船越会長

保育所に関しては、所得による応能負担で階層ごとに保育料が決まっていくということです。

○事務局

幼稚園も新制度になると、同じ保育料体系になって応能負担になります。

○船越会長

だから、一人親でも第4階層、第5階層になるにしたがって、所得が多ければ、減免の対象にはならないということです。一人親の中には、父子とか母子だけでなく、祖父母等も入るわけですね。その他の確認事項はありませんか。

○宇野委員

よくついていけないのですが、まず、母子世帯とか母子の表記について、一人親という表現と違うじゃないですか。

○船越会長

言葉の使い方ですね。一人親世帯や単身世帯のことをおそらく言われたと思います。

○事務局

確かに。軽減方法のところの②の母子表記については一人親に訂正をお願いいたします。逆に、子どもの貧困率のところについては、父子世帯よりも圧倒的に母子世帯ということで、ここは母子世帯という表記になります。

○船越会長

子どもの貧困率の部分については、調査から分かっている日本の現状、実態ということで表記されています。その結果から、この軽減方法がきているということです。

他に確認事項やご質問はございませんか。

今の議論の中では、④は難しいので、みなし寡婦、つまり非婚で子どもがいるという親子を②の一人親の中に入れるということまでは確認できたと思います。

○宇野委員

①の小学校3年生まで一子で見るというのはどういう意味ですか。

○事務局

例えば、三人兄弟の場合で保育園と幼稚園とを比較すると、まず、直方市保育所徴収金基準額表に全額と半額とありますが、第一子は全額かかります。第二子は半額、第三子以降は無料です。

国がお金をみるのですが、保育所の場合は小学校に就学前までを第一子とみるのに対し、幼稚園では、小学校3年生までを第一子として計算します。第一子が四年生以上になったら、下の子が第一子として計算され、次の子が半額ということになるわけです。次の期間が3年間と長いという新制度になっているので、そこは合わせるべきだろうということと、多子世帯に対する軽減ということで一応挙げております。

○藤本委員

新制度では幼稚園も保育園も一緒ということですか。

○事務局

今は、上の子が幼稚園に行って、下の子が保育園に行っている場合、幼稚園に行っている子が第一子とみなされて、保育園に行っている子が第二子ということで半額になります。それが、小学校3年生までいくとなると、小学校3年生がいて、一年生がいて、一番下の子が保育園に行っている場合は、無料ということになりますね。今までだったら、上二人はカウントしないから、第三子でも、保育園では第一子となって全額という捉え方になります。就学前ではなく、小学校3年生にすることで多子世帯への軽減になるのかなということです。

○藤本委員

これは直方市独自ですか。

○事務局

独自といえば独自です。他の自治体のことを言いますと、宮若市は18才までだったりするようです。

○藤本委員

ほとんどタダみたいな感じですね。

○船越会長

今日の質疑を受けて、軽減方法について、今後どのように進めていって下さるのでしょうか。

○事務局

みなし寡婦控除も適用する中で、考え方自体はご了承いただいていると思いますが、その前に、財政的に実際どれくらいの負担がかかるのかを積算していただく中で、保育料の条例を3月議会につくらないといけません。その期限が1月末ぎりぎりだと思いますので、一定のご理解をいただけましたら早急に積算をして、市の方と委員の皆様にごできる範囲をお知らせするとともに、どうかたちで減免するのかを、1月の子ども・子育て会議の開催時に報告することになるかと思えます。

○船越会長

一人親世帯や多子世帯等への軽減といったところから、スタートするというところでよろしければ承認いただけますでしょうか。

・地域子育て支援事業のニーズ量について

○事務局

【資料説明】

パブリックコメントにつきましては、資料1-1に基づいて、1月15日から2月15日まで行いたいと思います。そこで出た意見を考慮させていただいて最終的に3月策定ということになると思います。

○船越会長

質問等ございませんか。また、今回ご説明いただけなかった34ページあたりの表現などは今後ご意見があればということでもよろしいでしょうか。

○事務局

ご意見もいただきますが、内部で考え方などを議論して、この会議にかけさせていただきたいと思います。一旦、今日の素案として、パブリックコメントにかける内容は、このかたちで一度出させていただきますと考えております。

○船越会長

今回ご説明いただけなかった34ページ、35ページも出されるのですか。

○事務局

今のところ出す方向ですが、外した方がいいということであれば外します。

○船越会長

34ページについては、非常に大事なことが書かれていて、国が示しているものをそのまま引用されているのかもしれませんが、今後、直方市が認定子ども園を移行するように、進めていくというような書き方になっているので。

○事務局

事業計画の中には、直方市としての理念をしっかりとつくっていくということもございまして、とりあえずこの分は外させていただき、次回考え方等を話したいと思います。

今回のパブリックコメントは、13事業（2つは除く）と保育園・幼稚園のニーズ量の確保方策に関することとします。

○船越会長

29ページの一時預かり事業、いわゆる幼稚園の預かり保育のところの、量の見込みの内訳に1号認定利用と2号認定利用というのがあり、この2号認定利用という保育所の子どもたち、つまり保育が必要な子どもたちというのはどういう意味ですか。

○事務局

今現在も保育所の受付をさせていただいているところなのですが、お父さん、お母さんの条件によって、1号認定、2号認定というのを分けています。その中で、お父さん、お母さん共働きの家庭でも幼稚園の利用を希望される方もおられます。2号認定だけ幼稚園の利用を希望されている方を想定しています。

○船越会長

共働きだけれども、2号認定で預かり保育を受けて長時間利用しているということですね。2号認定で幼稚園を利用したいということなんですね。

○宇野委員

30ページの一時預かり事業について、一つめは、トワイライトステイが現在ずっとゼロで、今後もニーズがないだろうということですが、実際にそういうことが可能だという周知がなされていてゼロなのか、もしくは周知していれば、やむを得ないときに必要とする人が出てくるのではないかということ。二つめは、ファミサポの確保の内容というのが、人数は27年度から急激に増えて、確保できますという計画になっていますが、現状は、私もネットワークすくすくで未就学児の子どもたちを抱えたお母さんたちの声を聞くと、直方市はファミサポのお願い会員をするのに高いと。お願い会員になったはいいけど、そう簡単にお願ひできないという声がたくさん挙がります。だから、確保はできても、そこに受け入れをしてもらおうかという、3,600確保してくれていても、実際はそこが整わないと保育料だとか、学校だとか、学費がかかっている、プラスの部分なので、そこまでかけられないという現状。また、どうしても子どもを置いて出て行くしかないという家庭もあるという現状を知ってのことなのかということ。

○船越会長

ちなみに、ファミサポの利用料について、他の自治体と比べて直方市はどうかを合わせて教えて下さい。

○事務局

まず、どちらにも通じることですが、あくまでニーズ調査に基づいた量の見込みと確保方策ということで出させてもらっています。ただ、おっしゃるように周知がされれば、数は上がってくる可能性はあります。現状、パブリックコメントさせていただく中では、ニーズ調査に基づく確保方策というところで書かせてもらっています。ただ、計画は、毎年見直していきますので、ニーズと合ってくれば数値は修正していくかたちになると思います。二つめのファミリー・サポート・センター事業についてのご質問でございますが、利用料が高い、一時間600円とか、休日になればさらに若干上がるというのはあります。一昨年の直方市の外部評価制度でそういうご指摘もありました。八女市とかは補助金制度を設けて、取り組んでいますけれども、600円という金額も高いとは思いますが、800円、それ以上最大で高いところもありました。補助金というのは、すぐにやれるものでもなく、補助金要項等を整備した中でみていくということで、補助金制度はどうなんだというのが25年度で、26年度については、センター長たちが、他所の自治体の補助金制度をみて検討していこうという部分ではあります。外部評価のときに、高いとは思いますが、補助金までする価値はあるのかというご意見やファミサポ自体いるのかというご意見などいろいろありました。そのときの市長がファミサポは必要だと判断しました。補助金についても、利用者が少ないから、制度をつくるのではなく、周知をしていくということで。その当時は、16件、32件だったのが、今年は百何十件となっているのです。利用としては増えてきてい

るので、すぐに補助金に結びつけるのではなく、視野に入れておこうという方向で考えています。

○宇野委員

お母さんたちは結構調べていて、どこの市は200円なんですとか、300円なんですとかいうことをとてもよくご存じです。その中で、直方市が600円ということに対して、預けたいという人はいるけれども、この金額では預けられないんですということを言っていました。例えば、ニーズ調査をもう一度対象者に口頭で聞いていくとか、そういうことも含めて今後の検討をしていただきたいなと思います。

○事務局

私も、ニーズ調査で料金について高いということが挙がってきていたかは、よく把握しておりませんが、確かに高いということは理解しております。財源の関係もあると思うので、そこに力を入れるべきか、保育料の減免に力を入れるべきかは、市の考え方もあると思いますので、ご意見としてセンター長とも話してどのように進めていくのか協議を重ねたいと思います。27年度中にはできるかは確約できませんが。

○船越会長

保育料の減免は保育を受けている3才未満の子どもたちですよ。でも家庭に養育する人がいて、家庭で養育されている、核家族が多い直方市、ニーズ調査でも近くに祖父母、みてる人が多いという割合が高かったですよね。そうせざるを得ないという状況も否めない。今はこの状態でうまくいっていても、今後だからといって、ファミサポの部分への援助とか、保育所の中は14円中1円で、一時預かり事業をしているようですけども、もっと広く、保育所にも広げていかないと、非常に自助努力に託してしまっているような感じですね。高齢者は年をとっていく一方ですし、また生活も苦しいわけですので、直方市は祖父母が手伝ってくれているからというのが先行き不安という感は否めないですよ。

○事務局

保育園の一時保育については、保育士さんがいません。植木保育園でも市立でやっているんですけど、保育士さんがいない現状です。当初、何件か預かってはいましたけれども、今の現状は預かっていないようです。だからといって、しなくていいという考えはもっていないんですけども、どういうかたちがいいというか、半日が2,000円だったか、金額面でも、補助金の面でも直方市が考えていないわけではないです。ただ、どんな方法でやっていくのか、支出の面などどうしていくのかということも含めて新センターの方と話していきたいと思っております。

○船越会長

その他にいかがでしょうか。

○宇野委員

量の見込みを算出しない事業に、少し挙がっているんですけども、今回、保育園や幼稚園に対する支援というか、そのあたりが充実していることもあったかと思いますが、就学児に対する支援というのは二の次といいますか、そういうことを感じている中で、先ほどのファミリーサポート事業にしても、未就学児は自分の行っている幼稚園や一時預かりをしてくれるとか、ある意味、幼稚園や保育園が開いていないときは仕方がないけれども、サポートして下さるところはあるんですよ。でも、就学していくと学童保育みたいに登録して毎日行っている子はいいんですけども、急にお母さんが出張でお仕事が入ったとかいうときに、そこの支援をしてくれるというのは、直方市では今のところファミサポしかなく。例えば、福岡県で入園料の補助しかなく、保育料の補助ということは挙がっていますけれども、就学児への補助金ということに関しては、今回あまり着目されていないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

事実としまして、この子ども・子育て新制度自体、未就学児が中心で、ニーズ調査も小学校の全世帯にも行いましたけれども、実際にはアンケートはとらなくても良かったという。この子育て支援制度、今皆様に議論いただいている部分につきましては、就学前がメインということでございます。ただ、就学児に対して何もしなくて良いというわけではないです。この事業計画の中で、決めていただいているのは、量の見込みです。内容や質の部分についてご意見いただいたかと思いますが、正直申しますと、新制度では質の部分は先送りされている事実です。まず、量の確保をどうするのかということです。特に保育園や幼稚園です。ことの始まりは、都市部を中心にした保活です。待機児童を解消することがスタートでありました。どうしても、今議論いただいている部分につきましては、就学前の子どもたちの量をどう確保していくかと。3月まではこの計画を義務付けられております。就学児のことや子育ての情報発信をどうやるのか、家庭児童相談の部分といった内容や質の部分につきましては、来年度一番議論しなくてはならないと思っています。来年度に先送りして、しっかりと時間をとって議論させていただけたらと思います。今のところそのようなかたちで進めさせていただきますのでご理解いただけたらと思います。

○船越会長

ファミリー・サポート・センターを利用する際の金額等も含めて次年度に検討をしていくということでしょうか。

○事務局

そうですね。先日国会も解散しましたし、予算の配分がどうなるのか、わからない。正直お金をもらわないとできないですし、そこが確保されない限り、こちらもやりますと断言できないですね。やはり、国がきちんと示してくれないと動けませんし、しばらくお待ちくださいとしか言えないです。ましてや、消費税も遅れているわけですから。

○船越委員

31ページの病児・病後児保育事業なのですが、平成25年度現在、未実施ということですが、鞍手乳児院で事業委託ができるということで、とても良いスタートが切れると思います。距離的には遠くないのですか。

○事務局

ここから20分ぐらいですけど、直方も広いですから、30分かかるところもあるかもしれませんね。早くて10分で行ける方もいると思います。植木地区なんかは鞍手郡との境です。

○船越会長

予算や財政のこともあるので、先送りしか仕方がないことでしょうけれど、病気をしている子どもが20分、30分かかるところまで行くというのは、きついなという気がします。ただ、実施ということで今より一歩前進しましたね。

○事務局

これまで、何度もこの話は出たことがあって、ドクターや病院をあたりました。利用者数に関係なく、年間600万の経費がかかるので、単独ではできないと判断し、今回乳児院の方で2市2町の中で、運営が出来そうだということでスタートする予定です。

○宇野委員

利用するときは有料ですよ。

○事務局

それなりの負担は出てくるかと思います。一応、打ち合わせでは1日2,000円程度を保護者の方からいただくということで話は進んでおります。まだ、決定ではありません。

○船越会長

今日の意見をもとに、パブリックコメントへもっていかなくてはなりませんので、それが1月15日から2月15日ということで、あまり日がないですよ。そうしますと、今日意見

をいただいたのを参考にメール（添付ファイル）で確認するのか、再度会議をするのか、どうなのでしょう。

・直方市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントについて

○事務局

当然、今日いただいた意見は、最終的な3月の計画づくりまでには出します。今回は、資料1-1の34ページと35ページは省きます。パブリックコメントを出す段階で訂正しておかなくてはいけない箇所は訂正をして出します。その後、パブリックコメントで出てきた意見と合わせて、子ども・子育て会議の場で、議論していただければと思います。

○宇野委員

今回は、量の見込みだけの支援事業計画ですが、パブリックコメントでは質の面を質問されてきますよね。

○船越委員

保育所、幼稚園関係者への説明会は夏にあったきりですよ。

○事務局

幼稚園、保育所は園長会などで、制度は変わるという説明をしました。保育所の入所の説明会も7回程したり、周知の部分も議会とかで言われましたし。

○船越会長

では、パブリックコメントを受けて、子ども・子育て会議にかかって、3月議会までにまとめていくということですね。

○事務局

そういうことですね。

それと、個人的に資料の文面で気になっていることがあるのですが、1ページの計画策定の背景及び趣旨の中の「新たな制度の元」の元、それと、21ページの「子育て」できる環境づくりの中の「家族の愛情の下」の下というそれぞれの漢字について、どなたかご意見をいただけたらと思いますが。

○船越会長

1ページについては、下だと思えます。21ページはひらがなで良いかと。

それから、34ページのことも考えないといけませんし、教育・保育ということで保育所は保育所で教育を行っているというふうには考えられているわけで、表現が微妙だなと思って読んでいましたが、ここは出さないということですが。

養護と教育の一体的提供が保育ですね。幼稚園は教育、教育と言っていますけれども、その辺りも含めてきちんと考えたいと思えます。

様々な意見や質問が出されましたが、すべて大切なご意見だったと思えますので、記録して、今後の質の向上のところで、少しでも生かすことができるといふふうには受け止めています。他にご質問等がなければ、ニーズ量についてと子育て支援事業計画案のパブリックコメントの2項目についてお認めいただけますでしょうか。

それでは、事務連絡等ございましたらお願いします。

3. 事務連絡

○事務局

今年度中に、子ども・子育て支援法に基づく新事業、幼稚園、保育所、直方にはない認定子ども園、それと地域子育て13事業、この量の見込みと確保方策の事業計画をつくらなくてはなりません。市町村の義務です。私個人的には、質や中身の部分が大事だということは、十分にわかっているのですが、まずはパブリックコメントを出して、3月中には必ず確認するようにしたいと思っております。また、学童保育、幼稚園、保育所における障がい児施策の部分については、前々から課題になっておりますので、この事業計画の中である程度入れていきたいと、年明け1月に議論したいと考えております。

今後の事業計画内容検討項目の、まずは学童保育について。学童クラブ施設整備計画案を来年の3月までに盛り込む必要があります。また、直方市自体というか、今後祖父母にばかり頼る考え方で良いのかも含めて議論していく必要があると思っております。次世代育成支援行動計画とか直方市独自の施策になってくると思っておりますので、この分については来年度に議論いただくということで確認をお願いします。

直方市自体、情報発信が下手だと常々言われておまして、今回のニーズ調査の中で、行政からの情報は少ないみたいなんですけど、実際にはお母さんたち同士は情報をもっていますし、そこをどう生かすのかということになってくると思えます。養護児童の問題はどんどん増えていますし、私たち職員だけでは対応できなくなってきました。養育支援も課題で、育て方がなかなか分からないというお母さんも多くいらっしゃいます。私も、本日会議で学校へ行ってきたのですが、子どもに対しては早めに手をうつことが大事だということを実感してきました。その部分については働き方の問題や男女共同参画といった特定事業主行動計画につながっていると思えます。障がい児施策については先に議論した

いと思いますし、学校教育もどこまで今回の子育て支援事業計画の中に入れていくのか、特に養護児童にかかる部分については、しっかりと議論していきたいと思っております。食育や母子保健事業の推進、小児医療体制の充実についてはどうネットワークをつくっていくかもあわせて来年度は議論していかなくてはなりません。以上、今後の進め方ということでご報告させていただきます。

○船越会長

今年度および来年度に取り組むべき検討項目をご説明いただきました。
ありがとうございました。その他になければ、終わりたいと思います。

○事務局

ありがとうございました。よいお年をお迎えください。

○藤本委員

教育とは関係ないことですが、21ページの「子育て」できる環境づくりの中の「子どもの健やかな発達が保障され」とありますが、発達の保障というのは、差別っぽくなってしまっているので、「健やかな成長が保障される」とかどうでしょうか。「発達が保障される」と言われますか。

○船越委員

発達保障という言葉はよく使います。子どもの権利を守る、最善の利益を守るといったところと一緒によく使います。

○藤本委員

特に差別的ということはないですか。

○船越委員

具体的にどういうことですか。

○藤本委員

発達障がいか。

○船越会長

どんな子どもでも、その子なりに最大の発達、可能性があるのです。比較をしたら差別かもしれないけれど、一人ひとり個々の子どもの発達を保障ということで。

○藤本委員

勉強になりました。ありがとうございます。

○船越会長

では、終わります。ありがとうございました。

閉会